

## 「セキュリティトークンの貸借取引に関する基本契約書」付属覚書

\_\_\_\_\_株式会社（以下、「甲」という。）と\_\_\_\_\_証券株式会社（以下、「乙」という。）は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に締結した「セキュリティトークンの貸借取引に関する基本契約書」（以下、「基本契約書」という。）に基づくすべての個別取引に適用される条件として、以下の各事項につき合意する。なお、本覚書中の用語については、本覚書中に別段の定めのある場合を除き、基本契約書中の定義が適用されるものとする。

## 第1条（定義）

基本契約書第1条(12)号にかかわらず、本覚書に時価について別段の規定がある場合には、本覚書に従うものとする。

2 基本契約書第1条(15)号に定義する担保金利率は、個別取引ごとの特段の合意がない限り、【日本銀行が日々発表する無担保コールO/N物レート（平均）】とする。なお、担保金利率が負の数値となった場合も、当該担保金利率をそのまま適用する。

3 基本契約書第1条(17)号に定義する基準担保金額とは、以下の算式により算出するものとする。

基準担保金額＝時価総額×基準担保金率(円未満切り捨て)

時価総額＝貸借数量×貸借対象STの時価

ただし、貸借対象STの時価は、基準担保金額計算日の前営業日のSTARTにおける最終価格（前営業日に最終価格がない場合には、基準担保金額計算日の基準価格）をもとに両当事者が合意した価格とする。4 基本契約書第1条(18)号に定義する基準担保金率とは、個別取引ごとの別段の合意がない限り105%とする。

5 基本契約書第1条(19)号に定義する代用価格は、大阪デジタルエクステンション株式会社の定める「セキュリティトークン貸借取引の取扱いガイドライン」V-2を参考に貸出者が定めるものとする。

6 基本契約書第1条(20)号に定義する上限許容担保金額は、【基準担保金額と同額】とする。

7 基本契約書第1条(21)号に定義する下限許容担保金額は、【基準担保金額と同額】とする。

8 本覚書において「計算日」とは、取引実行日から取引決済日（基本契約書第8条及び本覚書第13条第1項に基づき貸借期間満了前のSTの返還が行われる場合は返還日）の前日までの各暦日をいう。

9 本覚書において「計算期間」とは、暦日をもって、毎月初日又は取引実行日から当該月の末日又は取引決済日の前日までの期間をいう。

## 第2条（貸借料の算出方式と支払日）

基本契約書第3条第3項に規定する貸借料は、次の算式により算出される。

貸借料＝当該計算期間における各計算日の貸借料の合計額（円未満切捨て）

計算日の貸借料＝時価総額×貸借料率÷365（百分の一円未満四捨五入）

時価総額＝貸借数量×貸借対象STの時価

ただし、貸借対象STの時価は、貸借料計算日の前営業日のSTARTにおける最終価格（前営業日に最終価格がない場合には、貸借料計算日の基準価格）をもとに両当事者が合意した価格とする。

2 貸借料の支払日は、各月末締め、【翌月10日】払いとする。ただし、両当事者が別途の締め日又は支払日とすることを合意した場合は当該合意に従うものとする。なお、

支払日が銀行休業日である場合には、その前営業日とする。

### 第3条 (担保金等の差入れ)

基本契約書第5条第1項に規定する担保金の額は約定日を基準担保金額計算日とする基準担保金額とし、次の算式により算出する。

担保金の額＝時価総額×基準担保金率（円未満切り捨て）

時価総額＝貸借数量×貸借対象STの時価

ただし、貸借対象STの時価は本覚書第1条第3項に定める方式を用いて算出した価格をもとに両当事者が合意した価格とする。

### 第4条 (質権の設定)

甲と乙は、基本契約書第5条第2項に従って担保金及び追加担保金の全部又は一部として代用される有価証券については質権を設定することをここに合意する。借入者は、当該有価証券の差入期日までに対抗要件の具備を含む必要な手続を行わなければならない。

- 2 借入者が基本契約書に基づき負担する債務を履行しなかった場合には、貸出者は、借入者に事前に通知することなく、当該有価証券を一般に適当と認められる方法、時期、価格等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず上記債務の弁済に充当することができる。
- 3 貸出者は、前項によるほか、借入者に通知の上、一般に適当と認められる価格、時期等によって上記債務の全部又は一部の弁済に代えて当該有価証券を取得することができる。
- 4 借入者に基本契約書第10条所定の事由が生じていない限り、当該有価証券の利息及び配当金(中間配当を含む。)は借入者に帰属し、貸出者がこれらを受領したときは、直ちに借入者に返還するものとする。

### 第5条 (金利の算出方式と支払日)

基本契約書第5条第6項に規定する受け入れた担保金についての金利は、次の算式により算出する。

金利＝受け入れた担保金の額×担保金利率×貸借期間の実日数(片端入れ)÷  
365(円未満切り捨て)

- 2 金利の支払日は、各月末締め、【翌月10日】とする。ただし、両当事者が別途の締め日又は支払日とすることを合意した場合は当該合意に従うものとする。なお、支払日が銀行休業日である場合には、その前営業日とする。
- 3 金利については、甲と乙の合意した料率を用いて計算する。

### 第6条 (不足担保金の追加及び余剰担保金の返還)

基本契約書第6条に基づき、両当事者は取引実行日の前営業日から取引決済日の前々営業日までの各営業日(以下、「値洗い日」という。)に、以下により算出した貸借対象STの時価を用いて基準担保金額、上限許容担保金額、下限許容担保金額及び担保金額を算出(以下、「値洗い」という。)するものとする。

値洗い日の前営業日のSTARTにおける最終価格とし、前営業日に最終価格がない場合には、値洗い日の基準価格とする。

- 2 個別取引の担保金額が前項により算出された下限許容担保金額を下回る場合には、貸出者は借入者に対し当該個別取引に関して、基準担保金額と当該担保金額の差額を追加担保金として貸出者に差し入れることを値洗い日当日の正午までに請求できるものとする。追加担保金の差入請求があった場合には、借入者は値洗い日の翌営業日の午後3時まで追加担保金を貸出者に差し入れるものとする。

- 3 個別取引の担保金額が本条第1項により算出された上限許容担保金額を上回る場合には、借入者は貸出者に対し当該個別取引に関して、基準担保金額と当該担保金額の差額を余剰担保金として借入者に返還することを値洗い日当日の正午までに請求できるものとする。余剰担保金の返還請求があった場合には、貸出者は値洗い日の翌営業日の午後3時までに余剰担保金を借入者に返還するものとする。
- 4 前2項に従い担保金の受払いがあった場合には、その受払日から取引決済日又は再度担保金の受払いがある場合にはその受払日までの金利を計算するものとする。
- 5 本条第2項及び第3項の定めにかかわらず、別段の合意により、甲及び乙は、個別取引毎に行う値洗いに代え、甲乙間のすべての個別取引の値洗いを合算して行うことができる。この場合、(イ)甲を貸出者とするすべての個別取引について、基準担保金額、上限許容担保金額、下限許容担保金額及び担保金額をそれぞれ合算して、追加担保金又は余剰担保金の金額を算出し、また(ロ)乙を貸出者とするすべての個別取引について基準担保金額、上限許容担保金額、下限許容担保金額及び担保金額をそれぞれ合算して、追加担保金又は余剰担保金の金額を算出し、さらに(ハ)上記(イ)及び(ロ)で得られた金額を差引計算して、甲又は乙のいずれか一方が他方に対し支払うべき差額金を計算するものとする。この差額金については、差額金の請求権者が、値洗い日当日の正午までに支払い請求を行うことができ、支払い請求があった場合には、相手方は値洗い日の翌営業日の午後3時までに差額金を支払うものとする。本項に従った値洗いを行う場合、別段の合意のない限り、差額金の請求権者は、いかなる個別取引につきいかなる金額の担保金の受払いがあったものとみなすべきかを決定するものとする。

#### 第7条 (新たなSTの交付等の処理等)

STの貸借期間中に当該STについて分割又は併合が行われる場合、分割又は併合後の数量をもって当該STにかかる個別取引の貸借数量とする。

- 2 前項に規定する場合のほか、STの発行体等より当該STの提出が要求され新たなSTが交付された場合は、新たに交付されたSTが当初の個別取引の貸借対象STとなるものとする。
- 3 前2項の規定により個別取引の貸借数量及び対象銘柄が変更された場合、変更された日以降の値洗いは、変更後の貸借数量及び対象銘柄を基準に行われるものとする。

#### 第8条 (金利の計算期間)

本覚書第5条第1項の定めにかかわらず、本覚書第6条各項の定めに従い担保金の変更があった場合又は担保金利率に変更があった場合には、その変更の都度、貸借期間の計算を一旦区切り、取引実行日又は前回の変更がある場合には前回の変更の適用日から当該変更の適用日までの期間(片端入れ)について金利の経過額をそれぞれ計算(円未満切り捨て)するものとし、かかる変更があった場合には取引決済日においては最終の変更の適用日より取引決済日までの期間(片端入れ)について金利の経過額をそれぞれ計算(円未満切り捨て)するものとする。

#### 第9条 (貸借対象STのSTARTにおける取扱い廃止)

STARTにおいて貸借対象STの取扱いが廃止となった場合、借入者は、当該貸借対象STを返還することを要せず、金銭による価額の支払をもって返還に代えることができる。この場合、甲及び乙は、協議のうえ当該価額を決定するものとする。

#### 第10条 (解除による清算)

基本契約書第11条第1項の規定にかかわらず、同項に定める解除当事者の不履行当事者に対する支払は解除の日より10営業日以内になされるものとする。

- 2 解除日が貸借対象 ST にかかる権利を行使すべき者を定めるための一定の日（以下、「基準日」という。）以降であって、基本契約書第 7 条に定める処理が未だ行われていない場合には、借入者は、当該権利について貸借対象 ST の発行会社から権利付与を既に受けているか否かを問わず、基本契約書第 11 条第 1 項の(1)と(2)における、貸借対象 ST の解除日の時価の総額に、貸借対象 ST にかかる権利に相当する金額（金銭支払いが生じない権利の場合は、金銭に換算した額）の全額をそれぞれ加えて計算することとする。なお、金銭の支払いに係る権利において、当該権利に相当する金額が確定する以前の場合は予想値を用いることとする。
- 3 基本契約書第 11 条第 1 項に定める貸借対象 ST の時価は以下により算出した価格とする。

個別取引に係る契約の解除日の前営業日の START における最終価格（最終価格がない場合には、個別取引に係る契約の解除日の基準価格）
- 4 基本契約書第 10 条に基づき個別取引に係る契約を解除した場合、解除当事者は、不履行当事者に事前に通告することなく、当該個別取引の貸借対象 ST を一般に相当と認められる方法、時期、価格などによって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず不履行当事者の解除当事者に対する債務の弁済に充当することが出来る。
- 5 基本契約書第 11 条第 2 項にいう損害には、（解除当事者が借入者の場合）同条第 1 項の規定がなければ解除当事者が返還義務を負うこととなる貸借対象 ST を個別取引に係る契約の解除後に解除当事者が処分した場合の、当該処分から得られた金額から処分費用を差し引いた金額が本条第 3 項における当該貸借対象 ST の時価を下回る場合の差額、また（解除当事者が貸出者の場合）基本契約書第 11 条第 1 項の規定がなければ不履行当事者が返還義務を負うこととなる貸借対象 ST と同一の銘柄、数量の ST を解除当事者が他より入手した場合（不履行当事者に対する通知の有無を問わない。）の、当該 ST の購入代金、購入代金調達のための金利及び売買手数料等、当該 ST を入手するために支出した一切の金銭の額が本条第 3 項における当該貸借対象 ST の時価を超える場合の超過額が含まれるものとする。
- 6 ある個別取引について取引実行日において ST の引渡又は担保金等の差入がなされる前に基本契約書第 10 条各号に掲げる事由が生じ、当該個別取引に係る契約が同条に基づき解除された場合は、当該個別取引に係る貸借対象 ST 及び担保金のうち引渡又は差入のなされなかったものは基本契約書第 11 条第 1 項の計算においてこれを算入しないものとする。ただし、本項の規定は基本契約書第 11 条第 2 項の適用を妨げるものではない。
- 7 基本契約書第 11 条第 1 項にいう時価、貸借料、遅延損害金等の金額が日本円以外の外貨による場合は、解除当事者が合理的に指定する為替レートにより日本円に換算されるものとする。
- 8 基本契約書第 11 条第 3 項について、不履行当事者が貸出者の場合にあつては、貸借対象 ST の処分に関しては、両当事者にて協議の上、その時期や方法等を決めることができるものとする。

#### 第 11 条（基本契約書第 12 条に定める時価）

基本契約書第 12 条（遅延損害金）に定める時価は以下により算出した価格とする。

##### (1) ST

時価計算日の前営業日の START における最終価格とし、最終価格がない場合には、時価計算日において有効な基準価格とする。

##### (2) 上場株券等

時価計算日の前営業日の当該株式が主として取引される取引所金融商品市場における終値（終値がない場合には、最終気配値とし、終値も最終気配値も存在

しない場合には、過去に遡って求めた直近日の終値又は最終気配値とするが、同一日に終値と最終気配値が両方存在するときには終値とする。）

(3) 上記(1)以外の株券等

一般に合理的かつ適正な価格又は気配値

ただし、ここで「時価計算日」とは、基本契約書第 12 条第 1 項に定める「当該取引実行日」、「当該取引決済日」、「引渡日」及び「返還日」、並びに同条第 3 項に定める「返還若しくは引渡期日」及び「賠償金支払日」をいう。

第 12 条（差引計算）

基本契約書第 13 条第 1 項における債権債務が日本円以外の外貨建てである場合は、解除当事者が合理的に指定する為替レートにより日本円に換算されるものとする。

第 13 条（オープンエンド取引）

取引決済日指定の通知は以下の通り行うものとする。

- (1) 貸出者からの取引決済日を指定する通知は、指定された取引決済日より 3 営業日以上前に行うものとする。
- (2) 借入者からの取引決済日を指定する通知は、指定された取引決済日より 2 営業日以上前に行うものとする。
- (3) 取引決済日指定の通知は、基本契約書第 20 条に規定する相手方の通知先又は両当事者が別途合意した場合には当該合意に基づく通知先に対して、取引決済日を指定するオープンエンド取引を特定した上で取引決済日を指定して、電話又は電子メールの送付により行うものとする。

2 貸借料及び金利の算出方式と支払日は以下の通りとする。

- (1) 貸借料は本覚書第 2 条第 1 項の定めに従い算出された金額とし、別段の合意がない限り借入者は貸出者に対して、各月末締め、【翌月 10 日】に貸借料を支払うものとする。ただし、両当事者が別途の締め日又は支払日とすることを合意した場合は当該合意に従うものとする。なお、支払日が銀行休業日である場合には、その前営業日とする。
- (2) 金利は本覚書第 5 条第 1 項及び第 8 条に定める方式に従い算出された金額とし、別段の合意がない限り貸出者は借入者に対して、各月末締め、【翌月 10 日】に金利を支払うものとする。ただし、両当事者が別途の締め日又は支払日とすることを合意した場合は当該合意に従うものとする。なお、支払日が銀行休業日である場合には、その前営業日とする。

第 14 条（一括清算に関する法律の適用）

甲及び乙は、基本契約書に基づくすべての個別取引が、平成 10 年法律第 108 号「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」に定義される「特定金融取引」であること、並びに同法律が基本契約書及びそれに基づくすべての個別取引に適用されることに合意する。

令和 年 月 日

甲：東京都●●区●丁目●番●号

●●●株式会社

代表取締役 ●● ●● 印

乙：東京都○○区○丁目○番○号

○○○証券株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印